～議会議案　討論～

日本共産党は、第８号に反対、２・３・５・６・７号に賛成し、第４号は共同提案者として、９・１０号は発議者として賛同を求める立場から討論します。

反対する第８号、軽減税率導入によるインボイス制度導入に関しては、予算委員会での質疑でも明らかになったとおり、新たな事務負担に耐えられず、倒産や廃業にいたる中小零細業者が増える懸念が強いこと、県内で、全事業所数の６２％にあたる、約４万９千社となる免税業者を取引から排除する問題点があります。小売や外食など、七つの業界団体は昨年１１月２７日に、軽減税率導入に反対する決議を採択、その理由のひとつが、これらの事務負担の増大です。政府のいう経過措置や特例などについても、業界団体からは「根本的な解決にならない」との意見があがっているように、軽減税率の導入そのものを中止することが一番の対策です。その立場から、反対をするものです。

次に、賛成はするものの意見表明が必要なものについて述べます。第７号、将来展望にたった農業政策を求める意見書について。これも予算委員会での質疑で指摘したように、意見書にある「必要な予算が十分に確保」されるのかなど、生産者には農業経営の将来に対する不安の声が高まっています。「生産者が将来にわたって持続的に取り組める環境を整える」ためには、ＴＰＰ協定からの撤退こそ必要とわが党は考えます。

しかし、農業を守れとの、広範な共同を広げる立場から、趣旨に鑑み賛成します。第５号、持続可能な医療提供体制について。わが党は、消費税率の引き上げにも関わらず、社会保障の自然増分まで削減しているのが実態であることを、事実をあげて示しています。意見書案にある「社会保障の充実・安定を目的とする消費税率の引き上げ」との文言を是とするものではありませんが、意見書案全体の趣旨に鑑み、賛成します。

第６号、児童虐待防止対策について。意見書にある「警察と児童相談所間においては、情報の共有化を緊密に図ること」との内容が、不必要な警察の介入にならないよう求めるものです。

次に共同提案者として、第４号に関して申し述べます。後をたたない、高速・貸切バスの痛ましい事故を根絶するためには規制緩和の根本的見直しが必要であり、不適格な事業者の参入を防ぐ規制強化を行うこと、監督強化や罰則規定の創設など、実効ある対策を求めてきました。この点で不十分な点はありますが、共同を広げる立場から、共同提案とするものです。

次に、賛同を求める立場から２点。第９号、年金の株式運用拡大の中止を求める意見書について。アメリカでは公的年金は、非市場性国債で活用するなど、諸外国では最低保障部分は運用リスクから守ることが基本になっています。安倍政権のすすめる年金の株式運用は、この面からみても異常なものであり、加えてアベノミクスなるもので、年金積立金から株価市場に数十兆円の新たな資金を投入して株価をつりあげ、それによる巨額損失に何の反省もないことは、高齢者からの強い怒りを沸きこしていることを指摘しなければなりません。意見書は、「安全・確実な運用の原則に立ち返ること」を求めているのであり、各位の賛同を求めるものです。

第１０号について、中小企業への外形標準課税拡大については、日本商工会議所をはじめとする中小企業４団体、中小企業家同友会も断固反対を表明しています。日本経団連ですら、２０１４年９月１０日に発表した文書で「安易な拡大はすべきでない」「地域雇用の８割を支えている中小企業には格別な配慮が必要である」と述べているではありませんか、にも関わらず、政府・与党の税制改正大綱が、資本金１億円以下の中小企業への拡大を「引き続き検討していく」としていることは、重大です。・中小企業振興条例を策定したわが県から、反対の声をあげていくためにも、各位の賛同を求め、討論を終わります。

～知事提出議案　討論～

日本共産党は、予算議案の１号、２号、５０号の３件に反対。また、第２１号、２８、３０、３４・３５、３９、４９号の７件に反対します。以下その主な理由を、予算委員会での討論を補足しながら述べます。

１号、２号、５０号の予算議案に反対する第１は、国民に大増税を押し付け、財界・大企業への減税という政府予算に追随した予算となり、「くらしを守る防波堤」としての役割を果たすにはきわめて不十分であるからです。知事も、県内の生活保護率について「緩やかに増加をしている」との認識を示すものの、「国では…格差が拡大しているかどうは、一概に言えないとしつつ」と、県民の苦難の認識は極めて不十分であり、後をたたない、サービス残業などに対しての「労働教育事業費」がわずか５０万円では、県の姿勢も問われます。こういうなかで、県民に新たな負担を強いる、２８号手数料条例の改定には賛同しかねます。政府のすすめる社会保障の削減について、「制度は残っても暮らしはズタズタになる」とのわが党の指摘を真正面から受け止めない姿勢の県予算で、本当に県民の願いにこたえることができるでしょうか。

一方で、社会保障改革は「国と一体となって社会保障サービスを提供している地方の理解がないと実施しえない」というのであれば、国の基準以上のサービスを提供することができたはずです。その姿勢が見られない、第３４号・３５号、３９号には反対するものです。

アベノミクスの破たんのひとつ、実質賃金の低下についても知事自ら認めざるを得ないなか、県職員給与・期末手当を引き上げる第２１号は、官民共同で賃上げをすすめる大事なものですが、条例には知事など特別職、ましてや県議会議員の期末手当の引き上げが含まれており、これは県民の理解を得ることはできないことから、反対します。

加えて「地方創生」と言いながら、地方破壊をすすめるＴＰＰ協定に関しても、「全国知事会などを通じてしっかり要請」などとする程度で、企業等の参入には熱心な農林業予算では、必死で地域のコミュニティーや文化も守っている、家族農業の本格的な支援にはならないことも強調しておきます。

第２の理由は、「ダブルラダー輝きの美知」、県強靭化計画の名のもとで、不要不急の大型開発推進の浪費構造が、「新長期構想」によって温存されるからであります。加賀海浜産業道路の建設推進、小松白川連絡道路の調査費４５０万円、新幹線敦賀延伸負担金１２１億円も、県民の暮らし応援の観点からその必要性・優先順位を検討する必要があると考えます。この立場から第３０号については長期構想の策定そのものに反対するものではありませんが、提案されたその内容は、従来の県政運営の「継続性・一貫性」を強調していることから、賛成しかねるものです。

また、新「長期構想」の教育に関する分野としての性格を有する「第２期石川の教育振興基本計画」において、「信頼される質の高い学校づくりを推進します」というなら、教員の増やすことこそ現場がもとめることであり、それに逆行する４９号には反対するものです。また、３６６億円の繰越明許や、ファンド・基金に依存する財政運営を当然視することの改善も求めるものです。

第３は、核燃料税収７億７千万円を見込むなど、原発依存の財政運営に固執し続けるものであるからです。

～請願～

次に、すべての請願の紹介議員として、賛同を求める立場から討論します。

第２７号について。まもなく戦争法施行の３月２９日を迎えるなか、２月１９日の野党５党合意にもとづいて、「戦争法廃止」「立憲主義・民主主義の回復」を掲げる野党統一候補が広がりつつあり、参院選の対決構図が「自公とその補完勢力」対「５野党プラス市民・国民」という形が鮮明になってきました。自公政権は「平和安全法制が廃止になれば、日米同盟の絆は大きく損なわれる」などと言いますが、それは違います。「米国への戦争への参加の危険がなくなる」…これが真実ではないでしょうか。立場の違いをこえ、賛同を求めるものです。

第２６号について。県医労連の取り組んだ「介護報酬の見直し・介護労働者の処遇改善と人材確保」の賛同署名は、県内の介護事業所から短期間に５０を超える署名が返送され、追加分含め、９２事業所となりました。中には社会福祉協議会からの署名もありました。国会では野党５党の共同提案で、介護職員の処遇改善法案を提出しましたが、政府は反対のまともな理由を示せず、自公など３党はわずか２日間の審議しかしなかったことは極めて遺憾です。問題の切実さから、党派の違いをこえ、力をあわせて解決すべき問題として、地方から共同の声を広げていく上でも各位の賛同を求めるものです。

第３０号について。ＴＰＰは、「除外規定」がない異次元の協定であり、今回関税を撤廃しなかった農産物に対しても撤廃を求める仕組みまで盛り込むなど、将来にわたって完全自由化を求める最悪の農業破壊の協定です。アメリカ国内でも、大統領選挙の候補者のなかでＴＰＰ推進は少数派に過ぎず、議会承認は選挙後というのが大方の見方であり、大統領選挙後の議会で承認できるかどうかも極めて不透明となっています。こんななかでの協定批准は、ＴＰＰに反対する内外の世論への重大な挑戦といわなければなりません。この立場から各位の賛同を求めるものです。

最後に、第２８号について。消費税８％増税の家計消費の影響について、安倍総理も「予想以上に落ち込み、予想以上に長引いているのは事実だ」と国会で答弁し、１０％増増税の影響も、政府が公表した当初の２倍近い、１人あたり２万７千円低程度になることも明らかになりました。首相のブレーンやノーベル経済学受賞者からも、増税凍結・反対の声が出始めているではありませんか。各位の賛同を求め、討論を終わります。